# 2.電子マニフェスト運用の流れ

## 2-1 電子マニフェスト運用の流れ

← 1次マニフェスト →　← 2次マニフェスト →

| 運用の流れ | 排出事業者 | 収集運搬業者 | ※中間処理業者 | | 収集運搬業者 | 最終処分業者 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 処分業者の立場 | 排出事業者の立場 | | |
| 運用ケースⅠ | 電子マニフェスト | | | 電子マニフェスト | | |
| 運用ケースⅡ | 電子マニフェスト | | | 紙マニフェスト | | |
| 運用ケースⅢ | 紙マニフェスト | | | 電子マニフェスト | | |

※中間処理業者は運用の流れに応じて、「１次マニフェストに対する報告機能」、「１次マニフェストに対する報告機能および２次マニフェストに対する登録機能」、「２次マニフェストに対する登録機能」のどれかを選択して加入します。

## 2-2 運用ケースⅠの流れ（1次マニフェストから2次マニフェストまでの流れをすべて電子で運用）

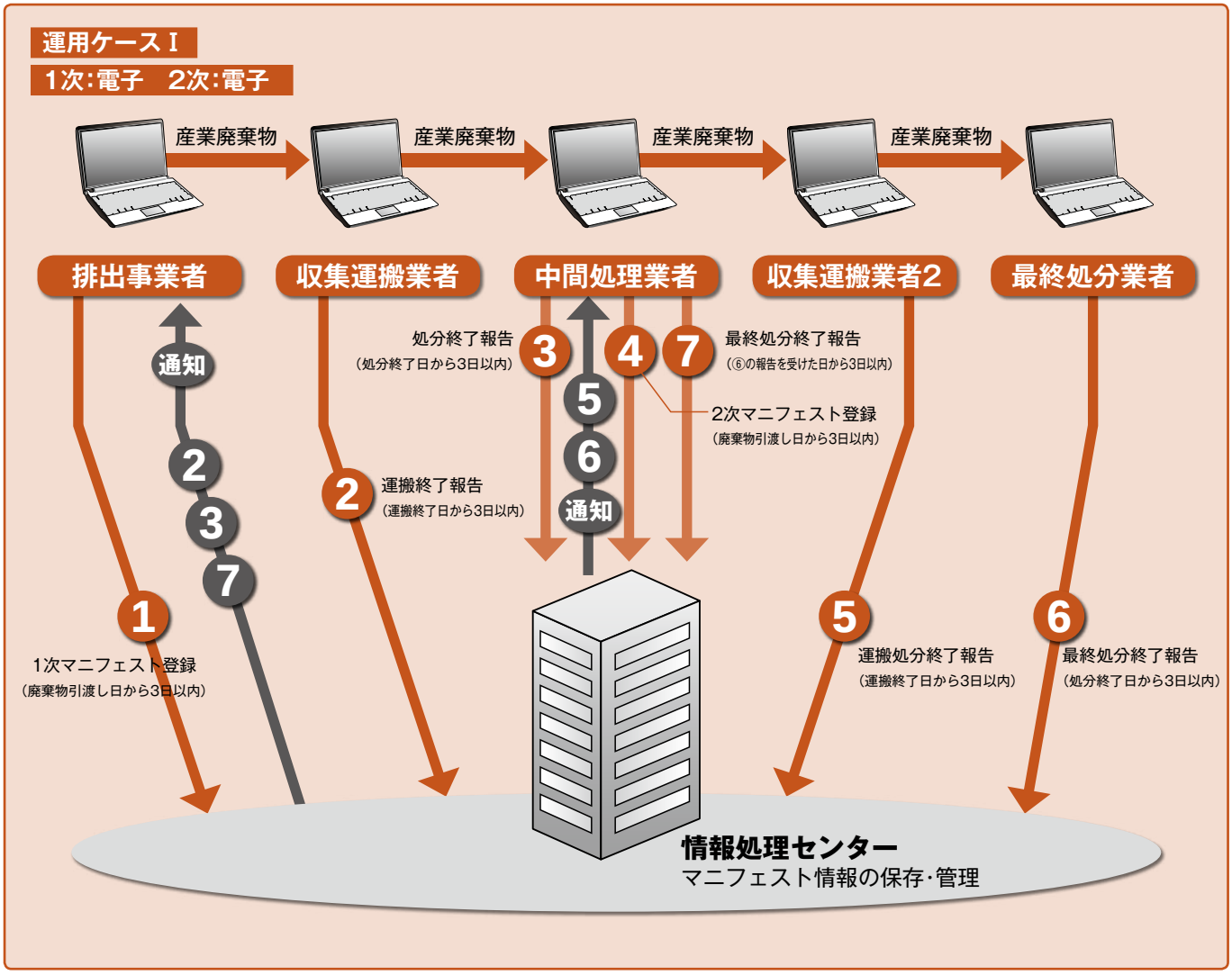

## 前ページ運用ケースⅠの流れ図解説

**❶マニフェスト情報の登録　＜排出事業者の登録＞**

排出事業者は、産業廃棄物を収集・運搬者または処分業者に引き渡してから3日以内に、マニフェスト情報の登録を行う

**❷運搬終了報告　＜収集運搬業者の登録＞**

収集運搬業者は、運搬が終了した日から3日以内に、運搬終了報告を行う

**❸中間処理終了報告　＜中間処理業者の報告＞**

中間処理業者は、中間処理が終了した日から3日以内に、処分（中間処理）終了報告を行う

**❷運搬終了報告の通知**

排出事業者に運搬が終了した旨の通知が届く

**❸処分（中間処理）終了報告の通知**

排出事業者に処分（中間処理）が終了した旨の通知が届く

**❹２次マニフェスト情報登録　＜中間処理業者の2次登録＞**

中間処理業者は、廃棄物を引渡した日から3日以内に、産業廃棄物の種類ごとおよび行き先（処分事業場）ごとにマニフェスト情報の登録を行う

**❺中間処理後の廃棄物の運搬終了報告　＜収集運搬業者2の報告＞**

収集運搬業者2は、運搬が終了した日から3日間以内に、運搬終了報告を行う

**❻中間処理後の廃棄物の最終処分終了報告　＜最終処分業者の報告＞**

最終処分業者は、最終処分が終了した日から3日間以内に、最終処分が終了した旨を報告

**❺運搬終了報告の通知**

中間処理業者に運搬が終了した旨の通知が届く

**❻最終処分終了報告の通知**

中間処理業者に最終処分が終了した旨の通知が届く

**❼中間処理業者からの最終処分終了報告　＜中間処理業者の報告＞**

中間処理業者は⑥の最終処分終了報告を受けた日から3日以内に、❶により登録されたマニフェスト情報に対して、最終処分終了報告を行う

**❼最終処分終了報告の通知**

排出事業者に最終処分が終了した旨の通知が届く